

会議録

- 1 附属機関等の会議の名称
令和7年度第1回丹波篠山市権利擁護委員会
- 2 開催日時
令和7年6月13日（金）13時30分から15時20分
- 3 開催場所
丹波篠山市民センター 2階 催事場1・2
- 4 会議に出席した者の氏名（敬称略・順不同）
 - （1） 委 員 上田 晴男（委員長）、樋口 寿広（副委員長）、馬場 民生、林 宏之、
福井 辰彦、矢野 幼子、山田 俊朗、泉 より子、畠中 悦子、室木 由裕、
酒井 奈加子、井本 知美、板井 舞友、上井 絵理子、工藤 尋
欠席者 原田 早苗
 - （2） 執行機関 長寿福祉課 檜皮 佐治生、松本 ゆかり、小倉 祐子
社会福祉課 大上 敬之、中川 敬市
高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター 前田 公幸、杉原 一信、
後藤 里美
- 5 傍聴人の数
1人
- 6 議題及び会議の公開・非公開の別
公開
- 7 会議資料の名称
 - ・令和7年度第1回丹波篠山市権利擁護委員会次第
 - ・令和7年度丹波篠山市権利擁護委員会委員名簿
 - ・丹波篠山市の現状（R6年度）【資料1】
 - ・令和6年度 高齢者に関する権利擁護事業の取組み【資料2】
 - ・令和6年度 障がい者に関する権利擁護事業の取組み【資料3】
 - ・令和6年度 丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター実績報告【資料4】
 - ・令和7年度 丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター事業計画【資料5】

・成年後見制度の担い手不足について【資料6】

8 会議の概要

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 委嘱状交付

(4) 自己紹介

(5) 委員長及び副委員長選出

*事務局提案について、出席した全委員が賛成

委員長 上田 晴男氏 副委員長 樋口 寿広氏

(6) 委員長、副委員長あいさつ

(7) 各部会委員選出

・丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター運営部会委員

*事務局提案について、出席した全委員が賛成

上田 晴男委員長、矢野 幼子委員、畠中 悦子委員、室木 由裕委員、酒井 奈加子委員、上井 絵理子委員、工藤 尋委員

(8) 報告事項

① 丹波篠山市の現状（R6年度）【資料1】

(事務局) 資料1に基づき説明

(委員長) 資料中に「要支援・要介護認定者数」の記載があるので、「障がい支援区分認定者数」も記載があるとよいと思う。

(委員) 質疑等、特になし

② 令和6年度 高齢者に関する権利擁護事業の取組み【資料2】

(事務局) 資料2に基づき説明

(委員長) 養介護施設従事者等による虐待等についての対応状況の中で、昨年度も1件の通報があったと報告があった。報告があった事案は結果的には虐待認定をされなかったということだが、通報があったということは、何かしら気になることがあった施設だと思うが、当該施設は介護相談員派遣事業を利用されていたのか。

当該事業所のように通報があるような施設については、行政から介護施設に向けて、介護相談員の受け入れにについて積極的に働きかけていただくとよい。介護施設側の自主努力だけでは虐待防止の取組等に不十分なこともあるので、介護相談員のように外部の人の目が入るといことで介護施設にとっても良いことが多い。

- (事務局) 当該施設も介護相談員の派遣を受け入れはあった。
- (委員長) 「高齢者虐待予防・早期発見チェックリスト」を実施と同時に「介護者アンケート」をされたことについては高評価できる。できれば、「介護者アンケート」結果についても資料を公開してもらいたい。
- 高齢者虐待の事案については、養護者自身が何らかの課題を抱えていることが多い。虐待のリスク評価をしていく上では、養護者の状況を知っておくことは重要なため、このアンケート調査を分析していくことに効果があると考えられる。
- (事務局) 介護者アンケートについて簡単に説明すると、アンケートの回答者は市内の全てのケアマネジャーであり、ケアマネジャーが担当している利用者1,592人の主たる介護者の状況について回答を得た。
- 主な質問項目は、主たる介護者の性別や年代、同居か別居かの生活状態、介護者の就労等の状況や介護者の相談相手や協力者の有無等である。
- (委員長) 介護者と表現すると直接介護をしている人ととらえがちになるため、「養護者」と表現するほうがよい。「介護者」というと直接的な介護をしている人とイメージするが「養護者」とすることで、直接的な介護だけでなく、生活支援という内容が加わり、養護者が本人の生活にどのように関わっているのかが見えてくることになる。是非、「介護者」の表記を「養護者」に変更されるとよい。
- この調査の対象となる利用者は要介護認定者か、要支援認定者も含まれているのか。
- (事務局) 要支援認定者も含まれている。
- (委員長) できれば、要介護認定者と要支援認定者で分けて集計された方がよい。要介護認定が必要ということは何かしらの介護が必要ということになると思われる。要介護認定者に養護者がいないということは、何らかのリスクがあると思われる。
- 養護者に関する調査をされたということはとても良い取り組みであるので、市のホームページ等で公開していただきたい。このように実態を調査し、リスク評価していくことが虐待防止に有効なので、是非この取り組みを他市でも紹介したいと思う。
- (委員) 訪問看護師で自宅を訪問した時の内容を報告する。高齢女性で床づれのある方で孫との暮らしをされていた。自宅内には孫が飼っている複数の猫がおり、環境上不衛生な状態であった。ケアマネジャーから「虐待だと思うがどう思うか。」と相談された。知的レベルがやや低い孫が一生懸命に高齢者の世話をしているのを知っていたので、行政等への通報はせず、訪問看護としてできることを行っていった。その結果、環境も少し良くなった。通報することも大事だが、自分たちでできることをしていくことも大事だと思った。また、別のケースでは、夫が妻のおむつ交換

をする頻度が少なく不衛生な状態だった。支援者から「虐待にあたるのではないか。」と相談を受けたが、その家庭には別の家族からの経済的虐待があったので、行政への通報はしなかった。おむつ交換していないという1点のみを見て虐待と判断するのではなく、家庭全体を見ることが大切だと思ったケースがあった。

(委員長) 丁寧に対応されていることは評価するが、虐待判断するのは支援者ではなく行政である。どちらのケースもまずは行政等へ相談・通報すべきである。

「適切な支援が受けられていない」「おかしいな」と思った時には必ず通報する。疑いの時点で通報することが大切である。

支援者がまず守るべきは当該高齢者の尊厳であるため、養護者が一生懸命やっているからという理由で通報しない理由にはならない。

③ 令和6年度 障がい者に関する権利擁護事業の取組み【資料3】

(事務局) 資料3に基づき説明

(委員) 「障がい者等生活状況チェックリスト」はいつから行っているのか。内容は変更されていないのか。

障がい者虐待通報は、丹波篠山市の規模では少ないのか。多いのか。

障がい者等生活状況チェックリストは3年ほど前から実施している。

内容はほぼ変更していない。

虐待通報件数は、県の統計から比べても少ないとは思っていない。

(委員長) 虐待に至った要因のところで「虐待の認識なし」となっているが、なぜ、当事者に虐待の認識を求めるのか。

高齢者虐待防止マニュアルでは高齢者や養護者の認識は問わないとなっている。虐待要因に「虐待の認識の有無」というものはない。

「障がい者等生活状況チェックリスト」は相談支援専門員全員を対象にされたのか。丹波篠山市ではセルフプランの方はあるのか。

(事務局) 丹波篠山市ではセルフプランはなく、障がい福祉サービスを利用される場合は、計画相談員が計画作成している。

(委員長) セルフプランが多いと今回のような生活状況チェックリストの回答が少なくなるという傾向があるので確認した。その理由は、ケアマネジャーと計画相談員とは制度の仕組みが違っており、自宅への訪問頻度や面接の頻度も違い、家庭内の生活状況を確認する機会に差がある。そのようなことを理解した上で調査することで結果が違ってくる。

障がい者についても、必ず何かしらのリスクがあると思われるので、調査の内容や仕方について工夫されると良いと思う。

- ④ 令和6年度 丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター実績報告【資料4】
(事務局) 資料4に基づき説明
(委員) 質疑等、特になし。

(9) 協議事項

- ① 令和7年度 丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター事業計画【資料5】
(事務局) 資料に基づき説明
(委員) 質疑等、特になし。

② 成年後見制度の担い手不足について【資料6】

- (事務局) 資料6に基づき説明
課題解決に向けた議論を深めるために「成年後見推進部会」の立ち上げについて協議いただきたい。
- (委員長) 「成年後見推進部会」の設置について質問や意見はないか。
(委員) 質疑等、特になし。
(委員長) 「成年後見推進部会」を設置することにする。
委員の選出について事務局からの提案はあるか。
- (事務局) 上田委員長、弁護士会の代表として馬場委員、司法書士会の代表として林委員、社会福祉士会の代表として矢野委員
- (委員長) 「成年後見推進部会」の委員選出について、ご意見や質問はないか。
(委員) 質疑等、特になし。
(委員長) 専門部会の開催については、事務局から後日連絡があるので、対応をお願いする。

(10) その他

- ・第2回権利擁護委員会及び権利擁護ネットワーク連絡会議

令和7年11月14日(金) 13:30~14:00(権利擁護委員会)

14:00~15:40(権利擁護ネットワーク会議)

(11) 閉会